平成２７年（フ）第４９８号
静岡県牧之原市中27番地の２
破産者　有限会社フレッシュグリーン
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０７６号
名古屋市中村区向島町２丁目11番地の２
破産者　リキ食品株式会社
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７６号
愛知県北名古屋市九之坪北浦19番地
破産者　三富株式会社
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７７号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前82番地カルミアパーク103
破産者　株式会社ＪＩＮ　ＴＲＡＤＩＮＧ
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５２７号
名古屋市中区大須１丁目35番18号
破産者　株式会社エヌ・ケイ・エヌ
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３７２号
大阪市中央区瓦町４－６－15瓦町浪速ビル１階、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市広芝町18番34号
破産者　株式会社ワールド・アミー
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８号
神戸市西区伊川谷町前開字縄手923番地の４
破産者　有限会社寺田自動車
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
神戸市西区秋葉台３丁目16番地の５
破産者　有限会社シンノ住設
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
島根県出雲市塩冶有原町６丁目46番地、登記簿上の住所島根県出雲市塩冶有原町６番地46
破産者　有限会社トキワ農園本店
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１３４号
福岡県久留米市東合川７丁目３番35号
破産者　株式会社ピエロ
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４９７号
東京都日野市旭が丘１丁目15番地の９
破産者　有限会社綜寝
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４９８号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2555番地の３
破産者　原　　博和
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７５６号
東京都国分寺市日吉町２丁目15番地23
破産者　山口　成人
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４号
山梨県都留市古川渡800番地１
破産者　株式会社ふじスポーツクラブ
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
静岡市葵区長沼２丁目３番22―606号
破産者　ビーシー通商有限会社
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５号
静岡県三島市大宮町３丁目３番10号
破産者　有限会社中江通晴商店
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２６７号
静岡県裾野市茶畑199番地の１
破産者　山久建設株式会社
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４８４号
静岡県浜松市西区雄踏町字布見5214番地、前所在地静岡県浜松市浜北区貴布祢1200番地
破産者　有限会社クリス
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
京都市中京区油小路通御池上る押油小路町233番地京都白水ビル内
破産者　株式会社スワンソン
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７８号
京都市下京区七条通り東洞院東入る材木町499―２
破産者　有限会社京都ほけんサポートセンター
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７８号
京都市西京区松室河原町３番地１シャトル松尾101号
破産者　有限会社京都サンテクノロジー
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
岡山県玉野市槌ケ原1123番地３
破産者　服部　康弘
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部